

「防災庁設置法及び防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する
法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」による
公文書管理法施行令の一部改正案について（概要）

令和 8 年 9 月
内閣府大臣官房公文書管理課

1. 概要

令和 8 年 7 月、防災庁設置法（令和 8 年法律第 61 号）と共に公布された、防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和 8 年法律第 62 号）により、公文書等の管理に関する法律（平成 21 年法律第 66 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項各号に定める行政機関として、第 3 号に防災庁を、第 6 号に防災庁の施設等機関を加える改正を行った。

これに伴い、公文書等の管理に関する法律施行令（平成 22 年政令第 250 号。以下「施行令」という。）第 1 条について、法第 2 条 1 項における号ずれを手当てする所要の改正を行うもの。

※施行令改正は、今後閣議決定予定の「防災庁設置法及び防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」により行う。

2. 改正内容

施行令第 1 条について、見出し及び各項において、法第 2 条第 1 項第 4 号を同項第 5 号に、同項第 5 号を同項第 7 号に改正する。

（参考）

改正後	改正前
（法第二条第一項 <u>第五号</u> 及び <u>第七号</u> の政令で定める機関） 第一条 公文書等の管理に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項 <u>第五号</u> の政令で定める特別の機関は、警察庁とする。 2 法第二条第一項 <u>第七号</u> の政令で定める特別の機関は検察庁とする。	（法第二条第一項 <u>第四号</u> 及び <u>第五号</u> の政令で定める機関） 第一条 公文書等の管理に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項 <u>第四号</u> の政令で定める特別の機関は、警察庁とする。 2 法第二条第一項 <u>第五号</u> の政令で定める特別の機関は検察庁とする。

3. 今後のスケジュール（予定）

施行日：防災庁の設置日（令和 8 年 12 月 31 日までの間で政令で定める日）

【参考】

○公文書等の管理に関する法律（平成 21 年法律第 66 号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

一～三 （略）

四 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの

五 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの

六 （略）

（委員会への諮問）

第二十九条 内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、委員会に諮問しなければならない。

一 第二条第一項第四号若しくは第五号、…（中略）…の政令の制定又は改廃の立案をしようとするとき。

二・三 （略）

○公文書等の管理に関する法律（平成 21 年法律第 66 号）（抄）※防災庁設置法整備法による改正後

（定義）

第二条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府及び防災庁を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関

二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）

三 防災庁（第六号の政令で定める施設等機関を除く。）

四 国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する機関（第七号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）

五 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの

六 防災庁設置法（令和八年法律第六十一号）第十五条の施設等機関で、政令で定めるもの

七 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの

八 会計検査院

2～8 （略）

（委員会への諮問）

第二十九条 内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、委員会に諮問しなければならない。

一 第二条第一項第五号から第七号まで、第三項第二号、第四項第三号若しくは第五項第三号若しくは第四号、第五条第一項若しくは第三項から第五項まで、第七条、第十条第二項第七号、第十一条第二項から第四項まで、第十五条第四項、第十七条、第十八条第一項から第三項まで、第十九条又は第二十条第一項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするとき。

二・三 （略）

○防災庁設置法（令和 8 年法律第 61 号）（抄）

（設置）

第二条 内閣に、防災庁を置く。

第十五条 防災庁には、第四条第二項に規定する所掌事務の範囲内で、政令の定めるところにより、文教研修施設（これに類する施設を含む。）を置くことができる。